

# 福岡県公報

平成十八年五月二十四日  
第二千五百三十六号  
増刊 (1)

筑豊緑地（ブール棟）	筑豊緑地（ブール棟）
筑後広域公園	筑後広域公園

に改め、同表に次のように加え

体育館	筑後広域公園
一月四日から十二月二十八日まで	午前九時から午後九時まで

える。

規則（第五十七号）

○福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

（公園街路課）……………一

○福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示（地域政策課）……………一

規則

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年五月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十七号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「及び十備考九<sup>2</sup>」を「、十備考九<sup>2</sup>及び十一備考八<sup>2</sup>」に改めうに改正する。

第十四条中「別表第一各号の表の備考」を「別表第二の一備考三、二備考二、三備考四備考三、八備考二、十備考十及び十一備考九」に改め、同条に次の二項を加える。

2 条例別表第一の十一備考六の規則で定める額は、使用する電気の実費に相当する額とする。

別表第一中

別表第一中備考三を備考四とし、備考二を備考三とし、備考一の次に次のように加える。  
 二 筑後広域公園の体育館については、この表の規定にかかるらず、火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その後直近の休日でない日）は、供用しない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第十四号

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年五月二十四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県地域総合整備資金貸付要綱（平成二年八月福岡県告示第千三百一十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「過疎地域」の下に「、同法第三十三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同法同条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域（「以下「みなし過疎地域」という。」）」を加え、同条第六項中「地域経済活性化対策推進地域」の下に「又は特定地域経済活性化対策実施要綱（平成十八年三月二十三日総行自第六十三号総務事務次官通知）に基づき選定された「特定地域経済活性化対策推進地域」」を加え、「過疎地域」の下に「又はみなし過疎地域」を加える。

附則第二項中「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日まで」を「平成十八年四月一日から平成十九年三月三十日まで」に改め、同項の表第五条第一項の項を次のように改める。

第五条第一項	六億円	七億円
--------	-----	-----

附則第二項の表第五条第二項の項を削り、  
同表第五条第五項の項中

二十四億円	二十五億円
三十億円	三十三億円
十一億二千万円	十二億円
三十六億円	三十七億円

三十億円	三十三億円
十一億二千万円	十二億円

同表第五条第六項の項中、

二十四億円	二十五億円
三十億円	三十三億円
十一億二千万円	十二億円

を

に、

を

に改める。

#### 附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県地域総合整備資金貸付要綱の規定は、平成十八年四月一日から適用する。